

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 0 号

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則（平成 2 0 年函館市規則第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 4 号を同条第 1 5 号とし，同条第 1 3 号を同条第 1 4 号とし，同条第 1 2 号を同条第 1 3 号とし，同条第 1 1 号中「同条第 8 号リ」を「同条第 8 号ヌ」に改め，同号を同条第 1 2 号とし，同条第 1 0 号を同条第 1 1 号とし，同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) B P O サービス業 総務，経理等の管理業務等を事業所から受託して集約的に行う事業をいう。

第 4 条第 1 項第 2 号中「第 1 0 号」を「第 1 1 号」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項および第 2 項中「類型 8 および類型 9」を「類型 6 から類型 1 0 まで」に改め，同条第 3 項を削る。

第 5 条の 3 第 1 項中「類型 8 または類型 9」を「類型 6 から類型 1 0 まで」に，「特定事業所等」を「工場等」に，「同表類型 8 の項第 1 号または類型 9 の項第 1 号ア」を「同表類型 6 の項第 1 号，類型 7 の項第 1 号，類型 8 の項第 1 号，類型 9 の項第 1 号または類型 1 0 の項第 1 号」に改め，同条第 2 項中「類型 8 または類型 9」を「類型 6 から類型 1 0 まで」に，「特定事業所等」を「工場等」に，「同表類型 8 の項第 1 号または類型 9 の項第 1 号ア」を「同表類型 6 の項第 1 号，類型 7 の項第 1 号，類型 8 の項第 1 号，類型 9 の項第 1 号または類型 1 0 の項第 1 号」に改め，同条第 3 項中「類型 8 または類型 9」を「類型 6 または類型 8」に，「同表類型 8 の項第 2 号または類型 9 の項第 1 号イ」を「同表類型

6の項第2号または類型8の項第2号」に改め、同項第1号中「別表第1類型8の項対象基準の欄」を「別表第1類型6の項対象基準の欄」に、「同表類型9の項対象基準の欄」を「同表類型8の項対象基準の欄」に、「第1号ア」を「第1号」に改め、同項第2号中「別表第1類型8の項対象基準の欄」を「別表第1類型6の項対象基準の欄」に、「同表類型9の項対象基準の欄」を「同表類型8の項対象基準の欄」に、「第1号ア」を「第1号」に改める。

第6条第2項第6号中「事務所」を「工場等」に改め、同項第7号中「参考となる」を「市長が必要と認める」に改める。

第7条第1項第4号中「除く。）」の後ろに「（別表第1類型1から類型5までの区分に係る認定に係る立地計画に記載された事項の変更をしようとする場合に限る。）」を加え、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 工場等の賃借料（変更後の額と変更前の額との差額が変更後の額の20パーセント以内の場合を除く。）（別表第1類型7、類型9または類型10の区分に係る認定に係る立地計画に記載された事項の変更をしようとする場合に限る。）

第13条第1項中「、第3号に掲げる場合にあつては別記第5号様式の3の申請書により」を削り、同項第1号中「および第3号」を削り、同項第2号中「類型8または類型9」を「類型6から類型10まで」に、「特定事業所等」を「工場等」に、「同表類型8の項対象基準の欄に定める要件（第1号に係るものに限る。）または同表類型9の項対象基準の欄に定める要件（第1号イに係るものを除く。）」を「これらの類型の項のそれぞれに対応する対象基準の欄に定める要件」に改め、同項第3号を削る。

第15条中「類型7、類型8および類型9」を「類型6から類型10まで」に改める。

別表第1中 「

デザイン業
コールセンター業

」 を 「

デザイン業
コールセンター業
BPOサービス業

」 に、

類型 6	市内	データセンター事業 コールセンター業	新設をする場合で、操業等開始日の属する事業年度の雇用増が5人以上であること。
類型 7	市内	データセンター事業 コールセンター業	新設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 (1) 当該新設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度の雇用増（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては、操業等開始日の属する事業年度およびその翌事業年度の各事業年度ごとの雇用増）が、次のアまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める要件に該当すること。 ア 当該新設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度の雇用増の場合 当該新設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度の終了の日における雇用増が5人以上であること。 イ 当該新設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度の翌事業年度の雇用増の場合 アに定める要件に該当し、かつ、操業等開始日の属する事業年度の翌事業年度の終了の日における雇用増が0人以上であること。 (2) 当該事業を行う事務所の賃貸借契約を締結していること。

を

類型 6	市内	データセンター事業 コールセンター業 BPOサービス業	新設または増設をする場合で、当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して3事業年度までの間の各事業年度における雇用増が、次の各
---------	----	-----------------------------------	--

			号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すること。 (1) 当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度以後の事業年度の雇用増の場合（次号に掲げる場合を除く。）雇用増を算定しようとする事業年度の終了の日における雇用増が5人以上であること。 (2) 当該新設または増設に係る特定事業所等の新設または増設に伴う雇用増が初めて5人以上となった事業年度の翌事業年度以後の事業年度の雇用増の場合 雇用増を算定しようとする事業年度の終了の日における雇用増が1人以上であること。	に、
類型 7	市内	データセンター事業 コールセンター業 BPOサービス業	新設または増設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 (1) 当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して3事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては、4事業年度）までの間の各事業年度の終了の日における雇用増が5人以上であること。 (2) 当該事業を行う事務所の賃貸借契約を締結していること。	

類型 9	市内	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 デザイン業	新設または増設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 (1) 当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して5事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては、6事業年度）までの間
---------	----	--	--

			の各事業年度における雇用増が、次のアまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める要件に該当すること。 ア 当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度以後の事業年度の雇用増の場合（イに掲げる場合を除く。）雇用増を算定しようとする事業年度の終了の日における雇用増が3人以上であること。 イ 当該新設または増設に係る特定事業所等の新設または増設に伴う雇用増が初めて3人以上となった事業年度の翌事業年度以後の事業年度の雇用増の場合雇用増を算定しようとする事業年度の終了の日における雇用増が0人以上であること。 (2) 当該事業を行う事務所の賃貸借契約を締結していること。	を
--	--	--	---	---

類型 9	市内	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 デザイン業	新設または増設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 (1) 当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して5事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては、6事業年度）までの間の各事業年度の終了の日における雇用増が3人以上であること。 (2) 当該事業を行う事務所の賃貸借契約を締結していること。	に
類型 10	市内	製造業 試験研究施設 国際物流関連事業	新設または増設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 (1) 当該新設または増設に係る工場等の操業等開始日の属する事業年	

			度から起算して5事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては、6事業年度）までの間の各事業年度の終了の日における雇用増が3人以上であること。 (2) 当該事業を行う工場等の賃貸借契約を締結していること。
--	--	--	---

改める。

別表第2中 「 デザイン業
コールセンタ
ー業 」 を 「 デザイン業
コールセンタ
ー業
BPOサービ
ス業 」 に、

「 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が2億円を超えるときは、2億円） 」 を

「 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が2億円を超えるときは、2億円） 」 に、

類型 6	市内	データセンタ ー事業 コールセンタ ー業	操業等開始日の属する事業年度の雇用増の人数に30万円（その人数が100人を超えるときは、その超える人数については、20万円）を乗じて得た額	1事業 者につ き 5,000 万円	を
類型 7	市内	データセンタ ー事業 コールセンタ ー業	新設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する月から起算して12月間に限り、当該新設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度の（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては、操業等開始日の属する事業年度およびその翌事業年度の各事業年度ごとの）、	1事業 者につ き500 万円	

			当該特定事業所等の賃借料の 100 分の 50 に相当する額	
--	--	--	--------------------------------	--

類型 6	市内	データセンター事業 コールセンター業 BPOサービス業	操業等開始日の属する事業年度から起算して3事業年度までの間の各事業年度ごとの雇用増の人数に30万円（操業等開始日の属する事業年度の雇用増の人数が100人を超える場合その他市長が別に定める場合にあつては、雇用増の人数のうち市長が別に定めるところにより算定した人数については、20万円）を乗じて得た額	1事業者につき 7,000万円
類型 7	市内	データセンター事業 コールセンター業 BPOサービス業	新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する月から起算して36月間に限り、当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して3事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあつては、4事業年度）までの間の各事業年度ごとの、当該特定事業所等の賃借料の100分の50に相当する額（1事業年度当たりの額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）	1事業者につき 3,000万円

に、

類型 9	市内	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 デザイン業	新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する月から起算して60月間に限り、当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して5事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあつては、6事業年度）までの間の各事業年度ごとの、当該特定事業所等の賃	
---------	----	--	---	--

を

			借料の１００分の５０に相当する額（１事業年度当たりの額が１，０００万円を超えるときは，１，０００万円）	
--	--	--	---	--

類型 9	市内	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 デザイン業	新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する月から起算して６０月間に限り，当該新設または増設に係る特定事業所等の操業等開始日の属する事業年度から起算して５事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては，６事業年度）までの間の各事業年度ごとの，当該特定事業所等の賃借料の１００分の５０に相当する額（１事業年度当たりの額が１，０００万円を超えるときは，１，０００万円）	
類型 10	市内	製造業 試験研究施設 国際物流関連事業	新設または増設に係る工場等の操業等開始日の属する月から起算して６０月間に限り，当該新設または増設に係る工場等の操業等開始日の属する事業年度から起算して５事業年度（操業等開始日の属する月が事業年度の初月以外の月である場合にあっては，６事業年度）までの間の各事業年度ごとの，当該工場等の賃借料の１００分の５０に相当する額（１事業年度当たりの額が１，０００万円を超えるときは，１，０００万円）	１事業 者につ き ５，００ ０万円

改め，同表備考第３項中「類型９まで」を「類型１０まで」に改める。

別記第１号様式中「別紙のとおり」を削り，同様式別紙を削る。

別記第５号様式中

「４ 補助金交付申請額

円

内訳 投資額を基準とする申請額 円
雇用増を基準とする申請額 円
事務所の賃借料を基準とする申請額 円

（函館市企業立地の促進に関する条例施行規則別表第 1 の類型 6 の区分に該当する場合は雇用増を基準とする申請額を、類型 7 の区分に該当する場合は事務所の賃借料を基準とする申請額を記入してください。） 」を

「 4 補助金交付申請額 円 」に、

「別紙 1 の」、「別紙 2 の」および「別紙 3 の」を「別紙の」に、

「 10 企業立地に係る環境の保全に関する事項 別紙 4 のとおり 」を

「 10 企業立地に係る環境の保全に関する事項 別紙のとおり

注 投資額の内訳欄、新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況欄、新設（増設）に伴い増加した常用雇用者等の内訳欄および企業立地に係る環境の保全に関する事項欄は、その内容を説明する書類を市長が別に定める様式を用いて別紙として添付してください。 」に

改め、同様式別紙 1 から別紙 4 までを削る。

別記第 5 号様式の 2 中「特定事業所等の名称」を「工場等の名称」に、「事務所の賃借料」を「工場等の賃借料」に、「類型 8」を「類型 6 または類型 8」に、「類型 9」を「類型 7、類型 9 または類型 10」に、「別紙 1 の」および「別紙 2 の」を「別紙の」に、

「 8 特定事業所等の現況 」を

「 8 工場等の現況

注 新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況欄および新設（増設）に伴い増加した常用雇用者等の内訳欄は、その内容を説明する書類を市長が別に定める様式を用いて別紙として添付 」に

してください。 」

改め、同様式別紙 1 および別紙 2 を削る。

別記第 5 号様式の 3 を削る。

別記第 6 号様式中

「別紙のとおり 」を

「別紙のとおり

注 内容を説明する書類を市長が別に定める様式を用いて別紙と に
して添付してください。 」

改め、同様式別紙を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 11 号の改正規定（「同条第 8 号リ」を「同条第 8 号ヌ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。